

企画提案仕様書

1 業務名

令和 7 年度～令和 9 年度 札幌まなびのサポート事業委託業務

2 事業の目的

本事業は、生活に困窮する世帯の中学生に対して、個別学習支援を実施し、自ら考え・学ぶことの大切さを教え、学習習慣を身につけさせることにより基礎的な学力の向上を図り、高校進学を促進することに加え、自尊感情や自己肯定感を持てるような居場所を提供する。

また、本事業を通じ家庭環境や経済的事情等に起因する貧困の連鎖防止を図り、将来の自立した社会生活を営む一助となることを目的とする。

3 事業委託期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

4 対象者

生活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生（以下「中学生」という。）

ただし、7(2)に示す取組みにおいては、過去に札幌まなびのサポート事業へ参加し、中学校を卒業した者も対象とする。

5 実施会場

会場は中央区 3 会場、北区 6 会場、東区 6 会場、白石区 5 会場、厚別区 3 会場、豊平区 4 会場、清田区 3 会場、南区 3 会場、西区 4 会場、手稲区 3 会場を基本数とし、計 40 会場を受託者の負担により確保すること。また、各区会場数については、札幌市と協議の上、参加状況に応じ基本数から±1 会場程度の変更を可能とするが、変更時においても合計会場数は 40 会場とする。区域内の会場立地が偏ることのないよう選定を行うこと。

6 参加者数（見込）

600 名程度（1 会場につき 15 名程度の定員を設定し募集を行うこと。）

7 業務内容

(1) 中学生への個別支援

個別支援は以下のとおり実施する。なお、実施にあたっては、中学生のプライバシーに十分配慮し、実施会場等は、他の施設利用者と混在することのないよう留意すること。

ア 個別学習支援の実施時期

通年で実施すること。なお、各年度の新規参加者（年度途中の随時申込者を除く）への個別学習支援については、各年度6月1日までには開始すること。

イ 支援頻度・時間

各会場において、年末年始等の長期休暇期間を除き、週1回程度（年間実施回数48回を目安とする）実施すること。各回の実施時間は2時間程度とすること。

なお、警報等（Jアラート、熱中症警戒アラート、不審者情報、ヒグマ出没警報、大雨・大雪警報等）が発令された際は、適宜札幌市と協議の上、実施の可否を検討すること。

ウ 人員体制

各会場には、全体の進行役として学習コーディネーターを1名以上、学習支援員を事業参加者3人に対し1名以上配置すること。

なお、学習コーディネーターは教育または青少年支援の事業を担当した経験を持つ者とする。

エ 学習に関する支援

個人の学習能力に応じた個別の学習支援を行うこと。支援にあたっては、参加生徒が学校で使用する教科書やドリルのほか、個人で所持する問題集等を利用することを基本とし、学習習慣の定着や、学力の向上に寄与するよう創意・工夫すること。

オ 学習以外の支援内容

(ア) 体験活動等

個別学習支援の合間に全体で簡易なレクリエーションを行うこと。また学校の長期休暇期間等には年中行事や社会見学等のイベントを年に5回程度企画実施し、単なる学力向上に留まらず、社会性・協調性・自発性の醸成や進路選択のきっかけづくりとなるような様々な工夫をすること。なお、イベントの実施時期や内容等の詳細については事前に札幌市と協議を行うこと。

(イ) 生活相談支援

学習コーディネーター等は、中学生及び保護者に対し進学、学習、生活、養育等について、積極的に案内を行った上で、保護者向け進路相談会等の相談支援を年に3回程度行い、必要に応じて他の専門機関と連携を図ること。

(2) 中学校卒業後の継続した関わりについて

過去に札幌まなびのサポート事業に参加し、中学校を卒業した者（以下、「卒業生」という。）に対し、以下の取組みを行い、その実施状況を札幌市へ報告すること。なお、実施時期や内容等の詳細については事前に札幌市と協議を行うこと。

ア 学習コーディネーターが、定期的に卒業生と連絡を取り、必要に応じて生活相談を行う取組み。なお、生活相談を行った際に専門的な支援が必要と判断された場合には、「さっぽろ若者サポートステーション」をはじめ、他の専門機関と連

携を図ること。

イ 令和7年度～令和9年度札幌まなびのサポート事業へ参加している中学生が、高校進学後のイメージを持てるよう、交流会等の機会を設けて、卒業生に高校進学後の体験談等を伝えてもらう取組み。

(3) 研修の実施

学習支援員を対象に、個別学習支援がスムーズに実施できるよう必要な研修を実施すること。

(4) 各区保護課、関係機関との連携

本事業を適正かつ効果的に実施するために、必要に応じて各区保護課、教育委員会、各中学校（スクールカウンセラーを含む）、その他の関係機関と連携をとり、事業の推進を図ること。

(5) 個別学習支援を欠席した中学生とその保護者への呼びかけ

個別学習支援の欠席者に対し、各区保護課その他関係機関と連携をとり出席を呼びかけること。また、様々な要因により、直ちに個別学習支援に参加することが難しい中学生に対しては、個別面談や会場見学を促すなどにより出席に向けた働きかけを工夫して行うこと。

なお、本事業への参加決定を受けたものの長期に渡り参加がなく、保護者と連絡が取れない等により、その理由も確認できない世帯については、対応を札幌市と協議すること。

(6) 新規参加申込者の募集～受付

各年度において、新1年生や2、3年生の事業未参加者を対象として、下記ア～オにより募集を行うこと。

ア 申込書類等の印刷、紙折（就学援助世帯分については封筒への封入を含む）、市内の各中学校と区保護課への発送は受託者が行うこと。なお、申込書類送付前に行う市内の各中学校と各区保護課への依頼は、札幌市が実施する。

イ 新規参加申込者の募集は公募方式とし、受託者は参加申込者の募集及びそれに伴う申込の受付等を行うこと。

ウ 各年度の一次募集期間として、4月上旬～4月下旬までの間、新規参加申込者を受け付けること。

エ 一次募集により、会場ごとに設定する定員を上回る申し込みがある場合も、6に示す参加者数（見込）の範囲においては、原則として会場の変更、追加、支援員の増員等の対応で受け入れを行うこと。その際は事前に札幌市と協議し許可を得ること。

オ 一次募集期間の後においても、定員に満たない会場を中心に随時募集を行い、積極的に参加申込者の受け入れを行うこと。

(7) 継続参加者について

受託者は、各年度末において、中学校卒業予定者を除く全事業参加者に対し、翌年度も事業参加を希望するか確認すること。継続参加を希望するものについての、

翌年度の申込受付等は不要とする。

(8) 事業参加者の決定

ア 参加申込者について、実施会場毎に公平な方法で事業参加者を決定すること。

イ 参加申込者に対して、書面にて申込結果を伝えること。

ウ 参加申込書において、必要書類が「後日提出」となっている者については、一旦、必要書類が添付されたものとして扱うこと。申込結果を通知した後、必要書類が提出されない、又は対象者ではないことが判明した場合は、札幌市と協議の上、対応すること。

(9) 周知啓発活動

事業について、イベント企画、印刷物の作成・配布等により積極的に周知啓発活動を行うこと。また必要に応じて、事業対象の中学生やその保護者に対し、関係機関を通して個別に事業説明のうえ利用勧奨を行うこと。

(10) 関係職員向け事業案内

区保護課等の職員向けに事業やイベント等の周知を適宜実施すること。

(11) 調査報告

参加者の募集から受け入れ決定までの流れは事前に手順等を定め、札幌市に報告すること。また、毎月 10 日までに札幌市へ業務の実績報告を行うこと。

より効果的な事業実施に向け、アンケート等を活用の上、調査分析を行うこと。

8 その他

(1) 本事業の遂行に当たっては、委託者である札幌市と連携を密にし、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。

(2) 本事業により得られたデータ及び成果品は、札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(4) 本事業の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。

(5) 受託者は、本事業遂行に当たり個人情報を取り扱う場合、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守すること。

(6) 本事業に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に札幌市へ報告し、対応を協議すること。

(7) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、これを決定する。

(8) 令和 10 年度以降も札幌市が本事業を継続する場合、令和 10 年度の受託者が引き続き本事業を継続できるよう、札幌市の指示により対応すること。